

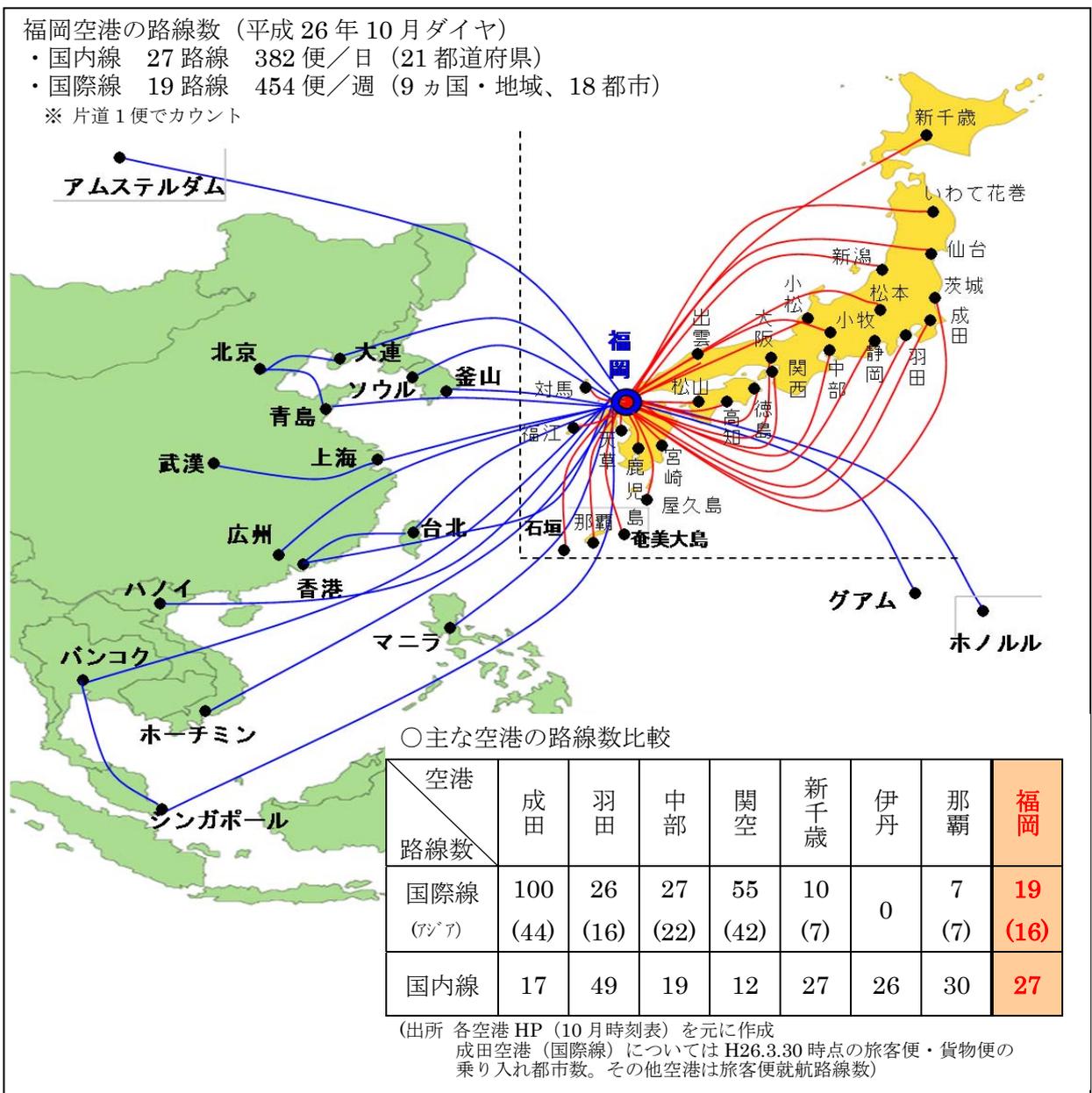
資料 1 福岡空港における民間委託の効果  
及び課題と対応について

# 1 福岡空港における民間委託の効果及び課題と対応について

## (1) 福岡空港における民間委託の効果について

福岡空港は、国内線では、ビジネスを中心とする羽田路線（110 便/日）の充実はもとより、それ以外の路線についても 26 路線と、中部空港や関西空港を上回るネットワークを有しており、国際線においても 19 路線と成田、関空、中部、羽田に次いで多様な路線を有している。

今後、九州、西日本、アジアの拠点空港として、アジアに近い地理的優位性と多様な国内・国際路線のネットワーク網の相乗効果が発揮されることで、更なる発展可能性が見込まれる。そのため、空港運営の民間委託により、航空ネットワークを強化するための路線誘致等の施策や、利用者サービスの向上が期待され、就航路線・便数、旅客数の増加、交流人口の拡大、ひいては地域の発展・振興への貢献が期待される。



## (航空系事業と非航空系事業の経営一体化による効果)

### ① 路線誘致の一体性

福岡空港は、駐機場（スポット）や発着枠を調整・管理し、着陸料等を徴収する国と、旅客取扱スペース等（航空会社のチェックインカウンター等）を管理し、賃料を徴収する空港ビル会社で主体が分かれており、路線就航にあたっての交渉・調整主体が異なっていることから、航空会社に対して、駐機場や発着枠、着陸料等、ターミナルビルの利用方法、賃料など包括的な権限で魅力的な提案が出来ない状況である。

一方で、成田、中部国際空港をはじめ、チャンギ空港（シンガポール）、仁川空港（韓国）等諸外国の空港では、空港基本施設と旅客ターミナルビルは同一の主体により運営されている。

《効果》

民間委託により、空港の発着枠や着陸料、ターミナルビルの利用方法、賃料などに関わる主体が一本化され、関係者に対して路線誘致に有効な戦略的な提案が可能となる。

### ② 空港利用料金の柔軟な設定、発着枠の効率化、高度利用

現在、福岡空港において国が徴収する着陸料等（着陸料、停留料、保安料）は、原則、全国一律の料金設定とされている。また、航空会社等のターミナルビル使用に係る賃料等については、空港ビル会社において定められている。

発着枠については、航空会社の希望が優先されることから、管理者である国が主体的に対応することが難しい。

《効果》

民間委託により、着陸料やターミナルビル賃料等を組み合わせることにより、柔軟な料金設定が可能になる。また、全国一律の料金設定ではなく、航空会社のニーズや時間帯毎の空港の特性を踏まえた多様な料金設定が可能となり、より魅力的な提案が可能となる。これにより多様なネットワークの形成、発着枠の効率化、高度利用が可能となる。

### ③ 北九州空港との補完の促進

福岡空港は市街地に立地しており利用時間が7時から22時までに制限されているため、24時間利用可能な海上空港である北九州空港との役割分担、相互補完を通じ、北部九州の需要を受け止め、地域全体の発展につなげていくことが必要である。

《効果》

福岡空港の発着枠を超える就航希望航空会社や深夜早朝便の希望に対して、北九州空港への就航など、現状の国管理空港では困難な提案を行うことが可能となり、北九州空港との補完関係を促すことが期待できる。

## (民間の知恵やノウハウの導入による効果)

### ① コスト削減や収益の増等による利用者サービスの向上

国管理空港は、航空系事業が全国一律のルールの下で運営され、また、航空系事業と非航空系事業の担い手が分離していることから、空港全体では、効率的な経営が行われているとは言い難い状況にある。

#### 《効果》

民間のノウハウや創意工夫による徹底的な効率化・コスト削減や非航空系収入の増大が見込まれ、空港の収益が拡大されることで、利用者サービス施設等への再投資が可能になる等、利用者サービスの向上が期待できる。

空港の収益が拡大されることで、一層充実した物販、飲食、娯楽のサービス提供が可能となり、空港周辺住民をはじめ旅客以外の利用者サービス向上につながる好循環も期待でき、ひいては、福岡空港の魅力、評価の向上や、拠点性が高まることが期待できる。

## (2) 福岡空港における民間委託の課題と対応について

### ① 安全性の確保について

航空管制は引き続き国において実施されるが、空港は、地域の発展を支える重要な公共交通基盤であることから、安全性の確保には万全を期すべきである。

《対応》

- ・ 「民活空港運営法」上、空港運営の安全性確保のため運営権者に空港保安管理規程の策定、届け出が義務付けられ、国の監督措置が規定されているとおり、安全性の確保は、空港運営において絶対条件且つ最優先事項であり、国としてしっかり指導、監督すること。

### ② 借地料について

福岡空港は、歴史的な経緯から、空港用地に民有地を含んでいるが、これに係る対応や経費については、安定的な空港運用にも関わる事項であり、空港の設置管理者として国が責任を持って対応する必要がある。

《対応》

- ・ 民間委託される場合においては、土地、滑走路等の基本施設は国が保有するスキームとされ、民間委託を行う場合でも、国と地主との関係は変わらないとされている。借地の安定的な使用を確保するためにも、運営権者に支払わせるのではなく、国が支払うこと。

### ③ 環境対策について

福岡空港は、航空機騒音の障害に対する環境対策に加え、生活環境改善に資する計画的な整備を促進する必要がある空港であり、空港周辺住民の理解のもと運営が行われていることを踏まえ、環境対策が後退、停滞するようなことがあってはならない。また、空港と空港周辺地域との共生を進めていくことが不可欠である。

《対応》

- ・ 民間委託となった場合にも、環境対策については、国が責任を持って対応、実施すること。
- ・ 仮に環境対策を運営権者の事業にしようとする場合には、国は、これまで同様、周辺住民と向き合い、運営権者を指導、監督するとともに、福岡空港の設置管理者且つ空港運営の委託者としての責任を負うこと。また、これまで移転補償事業等を実施してきた空港周辺整備機構については、将来的に運営権者に事業統合されるとしても、経過措置として当面の間、同機構を維持し、事業継続すること。
- ・ なお、空港環境整備協会が行っている、空港と地域との共生に係る事業等（航空機騒音測定機器の助成、公共施設のバリアフリー化の助成等）についても実施されるよう、国として責任を持って対応すること。

#### ④ 福岡県の空港の将来構想の実現に係る協力について

運営権者は地域振興の観点から、自らの利益のみを優先することなく、地域が目指す路線誘致や路線の選択、福岡空港の発着枠を超える就航希望航空会社に対する北九州空港への路線誘導等に協力すべきである。

《対応》

- ・ 路線の誘致や展開について、運営権者が自治体と協議し、地域の方針に協力することを義務付けること。具体的には、地域が設置する協議への参加を義務付けること。

#### ⑤ 地域の情報発信や物販等地域の振興に係る協力について

運営権者は、地域との関係を重視し、空港運営に県民の意向が反映されるよう努力すべきである。

《対応》

- ・ 民間委託の大前提として、運営権者が、地域の振興に協力することを民間委託の事業目的に位置付けること。また、地域で設置する協議への参加を義務付けること。

#### ⑥ 安定した空港運営の確保について

空港は、地域の発展を支える重要な公共交通基盤であることから、経営環境の変化等により安定的な空港運営の維持が困難となり、その運営が中断すること、維持管理がおろそかになること、利用者の利便を損なうことがあってはならない。

《対応》

- ・ 運営権者の空港運営、財務状況を適切に監視、指導するとともに、日々のメンテナンスが確実に実施されるよう、国として指導、監督すること。
- ・ 空港運営に支障が生じる場合には、国が適切に関与する仕組みとすること。

#### ⑦ 必要な投資の確保、適切な空港利用料金の設定について

運営権者は利益最優先の運営により、安易に空港施設利用料の値上げを行うべきではない。また利便性向上及び施設の安全管理のための投資に万全を期すべきである。

《対応》

- ・ 外資に限らず、利益最優先の空港運営が行われないよう、利用者の受益の増加範囲を超え、利益優先で利用料金の値上げを行うことがないよう国として監視、指導すること。
- ・ また、運営権者に空港経営の自由度を与えつつ、地域の振興・発展に寄与する空港施設への投資が適切に実施されるよう、また、施設の安全管理に万全を期すための投資が停滞することがないよう、主な投資計画や中期的な投資計画などについて、国において点検、監視し、指導すること。

**⑧ 官民の適切な役割分担、リスク分担の明確化について**

空港機能が停滞し、運営に支障が生じないように、国と運営権者との間の役割分担やリスク分担を明確にしておく必要がある。

《対応》

- ・ 国と運営権者間で役割分担、リスク分担を明確にすること。

**⑨ 大規模災害時や有事における対応について**

空港は、災害時における拠点的功能も有する施設であり、有事における活動拠点として積極的に協力する必要がある。

《対応》

- ・ 災害時等における運営権者の協力を義務付けること。

**⑩ 実施中の事業に係る対応について**

国の平行誘導路二重化事業に合わせて、福岡空港ビルディング（株）が実施している国内線旅客ターミナルビル再整備事業に影響が出ないようにする必要がある。

《対応》

- ・ 事業に影響が生じないように、関係者間の協議を通じて、配慮すること。